

# 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

平成 21 年 11 月定例会

第 2 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

---

平成 21 年 11 月 30 日 月曜日

---

**議 事 日 程 第 1 号**

平成 21 年 11 月 30 日 (月) 定例会

午後 2 時会議を開く

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の報告
- 第 4 管理者の報告
- 第 5 議案第 5 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を  
求めることについて
- 第 6 議案第 6 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7 号 平成 21 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算  
(第 1 号)
- 第 8 認定第 1 号 平成 20 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出  
決算
- 第 9 議案第 8 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の  
数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を  
求めることについて

以 上

---

### 本日の会議に付した事件

第1	会議録署名議員の指名	4
第2	会期の決定	4
第3	議長の報告	4
第4	管理者の報告	4
第5	議案第5号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	5
第6	議案第6号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
第7	議案第7号 平成21年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第1号)	6
第8	認定第1号 平成20年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算	8
第9	議案第8号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	11

---

### 出席議員 (11名)

議長	齋藤 功 君
1番	伊藤 安 男 君
2番	小 利 弘 君
3番	菅 野 広 紀 君
4番	菊 池 孝 君
5番	岩 崎 松 生 君
6番	菅 原 規 夫 君
7番	三 浦 隆 君
8番	高 橋 靖 君
9番	平 松 福 一 君
10番	平 田 武 君

---

### 欠席議員 (2名)

副議長	福 田 利 喜 君
11番	藤 倉 泰 治 君

### 説明のため出席した者

管 理 者	野 田 武 則 君
副管理者	中 里 長 門 君
副管理者	加 藤 宏 暉 君
副管理者	多 田 欣 一 君
事務局長	岩 間 正 行 君
総務課長	新 沼 拓 郎 君
事業課長	北 野 和 敏 君
会計管理者	菊 地 洋 一 君
監査委員事務局長	伊 藤 俊 介 君

---

### 事務局職員出席者

総 務 課	
課長補佐	菊 池 公 男
事 業 課	
課長補佐	岩 崎 利 行
幹 事	和 田 利 男
幹 事	寺 澤 英 樹
幹 事	橋 本 英 賢
幹 事	佐 々 木 一
幹 事	中 里 学

---

## 午後 2 時会議を開く

○議長（斎藤 功君） 本日の出席議員は、11 名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

欠席の届出は、11 番、藤倉泰治君、12 番、福田利喜君の 2 名であります。

只今から本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程第 1 号により進めます。

---

○議長（斎藤 功君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、9 番、平松福一君、10 番、平田武君の両名を指名いたします。

---

○議長（斎藤 功君） 次に日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに決定をいたします。

---

○議長（斎藤 功君） 次に日程第 3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 5 号から議案第 8 号までの議案 4 件と、認定第 1 号の 1 件、合計 5 件の送付がありましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

---

○議長（斎藤 功君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

〔管理者 野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君）

平成 21 年 11 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催にあたり、広域ごみ処理施設「岩手沿岸南部クリーンセンター」の整備運営に向けた、現

在の取り組み状況について、ご報告申し上げます。

施設の整備についてであります。本体工事に先立ち、昨年12月から着工しておりました周辺環境整備につきましては、取付け道路の造成や雨水管の埋設等を行っております。

本体工事につきましては、本年2月に確認申請を行い、去る5月20日の起工式以降、本格的に着工しております。

本体工事の進捗状況であります。これまでに基礎工事が完了し、現在は鉄骨の立ち上げと一部外壁の取付けに着手しており、年内には一部機械も搬入される予定となっております。

これまでのところ、特にこれといった問題もなく工事は進んでおり、計画通り平成22年中には工事が終了し、試運転を開始できる運びとなっております。

施設建設にかかる交付金につきまして、ご報告させていただきますが、本年度から新たに高効率発電の施設につきまして、交付率がこれまでの3分の1ではなく、2分の1の制度が創設されております。

当組合の施設につきましては、平成18年に交付率3分の1で既に内示を受けておるところではありますが、新しい制度に適用に向けて、これまで県や環境省と協議を行ってまいりました。

今月13日及び27日にも環境省に事務局職員を派遣して、協議を行ってまいりましたが、その際、環境省からは、地球温暖化対策に対応した一部事業の見直しを行えば基本的には適用できるのではないかとの回答をいただいております。

交付率が2分の1に引き上げとなれば、交付金が7億ほど増額となる見込みであり、財政状況の厳しい中、構成市町の財政負担軽減につながるものがありますことから、組合といたしましては、早急に事業の一部見直しを行い、新しい制度への適用を図ってまいりたいと存じます。

本日の定例会には、人事院勧告に伴います、当組合の関係条例の改正、平成21年度補正予算及び平成20年度組合会計歳入歳出決算などについてご提案しております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。私からの報告といたします。

○議長（齋藤 功君） 以上で管理者の報告を終わります。

---

○議長（齋藤 功君） 日程第5、議案第5号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔事務局長 岩間 正行君登壇〕

○事務局長（岩間 正行君） 只今、議題に供されました議案第5号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

この条例は、一般職の職員の期末手当について、平成21年6月期の支給割合を、100分の140から100分の125に、一般職の職員の期末手当について、平成21年6月期の支給割合を、100分の75から100分の70に、それぞれ暫定的に引き下げしようとするもので、その施行期日を交付の日としようとするものでございます。

この議案第5号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年5月29日付けをもって専決処分を行い、即日交付いたしましたので、同条第3項の規定によりまして議事に報告し、承認を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わり。これより第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤 功君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（斎藤 功君） 日程第6、議案第6号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 岩間正行君登壇〕

○事務局長（岩間正行君） 只今、議題に供されました議案第6号岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。この条例は当組合の一般職の職員の給料月額、期末手当および勤勉手当の支給割合、並びに自宅に係る住居手当を廃止する等所要の改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、給料月額について、行政職給料表において若年層を除き、平均改定率マイナス0.2%の引き下げをしようとするもの、住居手当について、自宅に係る住居手当を廃止するもの、期末手当について、年間の支給割合を100分の300から100分の275に引き下げしようとするもの、勤勉手当について、年間の支給割合を100分の150から100分の140に引き下げしようとするもの、そのほか、所要の改正を行おうとするもの

のでございます。この条例の施行期日につきましては、平成 21 年 12 月 1 日としようとするものでありますが、6 月期の期末手当につきましては、平成 22 年 4 月 1 日としようとするもので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。3 番小鯖利弘君

○ 3 番小鯖利弘議員

今回の給与に関する条例の改正についてですが、人事院勧告と岩手県の人事委員会の勧告に差があったと思われませんが、当組合ではどちらの勧告を採用されたのですか、それをお答え願います。

○議長（斎藤 功君） 総務課長

○ 総務課長（新沼拓郎君） 当組合では、岩手県のやり方と同じようにしています。

○議長（斎藤 功君） そのほかにありませんか。以上で質疑を終わります。議案第 6 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（斎藤 功君） 日程第 7、議案第 7 号岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 岩間正行君登壇〕

○事務局長（岩間正行君） 只今、議題に供されました議案第 7 号岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第 1 号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております平成 21 年度補正予算書の 1 ページをご覧願います。

本補正予算案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 53 万 4 千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 37 億 6409 万 2 千円としようとするものでございます。

2 ページから順次ご覧を願います。第 1 表歳入歳出予算補正におきまして、本補正予算案の概要をご説明申し上げます。歳入の内容といたしましては、第 7 款繰越金におきまして、前年度繰越額につきまして、既決予算額との差額を計上しております。

次に歳出の主な内容といたしましては、第 1 款議会費におきまして、議員活動費につきまして、議員研修の計画が当初と変更になったことに伴う旅費等の所要額を計上しております。第 3 款衛生費におきましては、建設工事に伴う外壁等の色合い等につきまして、デザイン検討委員会において協議する



ための経費を計上しております。なお、ただいまご説明申し上げました補正予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております補正予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。

以上、議案第7号平成21年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算第1号につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（斎藤 功君） 日程第8、認定第1号平成20年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算を議題といたします。提出者の説明を求めます。  
事務局長。

〔事務局長 岩間正行君登壇〕

○事務局長（岩間正行君） 只今、議題に供されました認定第1号平成20年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

別冊となっております平成20年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算の2ページから5ページをご覧ください。平成20年度は、組合会計の最終予算額が、5億4,617万5千円となり、これに対する決算額は、収入済額5億4,624万1千107円。支出済額5億4,470万6千377円となりまして、歳入歳出差引の153万4千730円を平成21年度に繰越しております。

はじめに歳入についてであります。第1款分担金及び負担金は、均等割10%と、循環型社会形成推進地域計画の平成23年度ごみ処理見込み量に基づく利用割90%で算出した額で2億1477万7千円となっております。第3款国庫支出金につきましては、平成20年度分循環型社会形成推進交付金が1億797万円となっております。基金繰入金につきましては、平成18年度及び平成19年度に財政調整基金に積み立てしておりました1,156万6千円を繰入しております。組合債につきましては、平成20年度から着手したことに伴い、2億1,040円を借入しております。

次に、歳出につきまして、款別に今次決算の特徴的な事柄をご説明申し上げます。第2款総務費は、1億6395万3千421円で、主な内訳は人件費が約6380万円、財政調整基金の積立金が9751万7千円となっております。また、平成19年度決算額と比較いたしまして、77.0%7134万8千27円の増となっ

ておりますが、これは、積立金の増 9198 万 4 千円と職員 9 人のうち、3 人分の給与 2171 万 3 千 410 円を事業費支弁人件費として衛生費から支出したことによるものであります。第 4 款衛生費は、3 億 7908 万 8 千 634 円で、主な内訳は事業着手に伴います工事費が 3 億 2600 万円、事業者選定及び設計施工監理業務委託料が 2 件で 2487 万 4 千 500 円、用地賃借料 668 万円、事業支弁人件費が 2171 万 3 千 410 円となっております。以上ご説明いたしました組合会計歳入歳出決算の詳細につきましては、6 ページからの決算事項別明細書をご覧くださいと存じます。

また、20 年度における主要事業の実施結果は、別冊としております主要施策の成果に関する説明書を、決算に対する監査委員の意見は、岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算審査意見書をご参照願います。

以上、認定第 1 号につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもので、同法第 96 条第 1 項第 3 号の規定により提案するものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。

2 番小鯖利弘君

○2 番小鯖利弘議員

質問を簡単にしたいと思います。まず歳出といいますか平成 20 年度の主要施策の成果に関する説明書 7 ページの工事請負費 96 億 7 百万円ほどの契約額に対し、当該年度 3 億 26 百万円の拠出がなされておりますが、経済の大きな変化があった、世界的にも大きな変化があった年でもありますし、石油価格が大きく変動した年でもあります。その影響というのが実際建設工事にもあったのかどうかまず聞きたいと思います。

○議長（斎藤 功君） 事務局長

○事務局長（岩間正行君） 確かに昨年度かなりの物価上昇がありました。そのために何度か再入札を行った実態があります。

○議長（斎藤 功君） 2 番小鯖議員

○2 番小鯖利弘議員 今事務局長のほうから説明があったとおりに本当に結構大きく世界も日本も動いた年だと思います。ここに来て為替が大きく円高に動いてきている最近の動向であります。この請負業者である業者が 21 年度はどのような推移をしているのかというのを目が離せないというところでありましてけれども、通常、入札があった場合に設計変更がなされれば増額ということも工事の場合あるわけですが、わたしの記憶違いであれば大変失礼なんですけれども、維持管理にあっては 1000 分の 15、ある一定の変動が生じた場合にはその契約内容を見直していくということが盛られていたかと思えます。建設工事において記憶は定かではないんですが、大きな変動があった場合、今回の場合は特にも為替が円高に大きく動いていったわけです。たしか契約をしたときには、当時の為替レートが 120 円近かったと思いますけれども、

それから一気に高くなって、原油価格もかなり安くなってきているという部分から、その変動による見直しをするのかしないのかその辺を聞きたいと思います。

○議長（斎藤 功君） 事務局長

○事務局長（岩間正行君） たしかに物価変動とか社会変動によるインフレとかデフレとかになった場合には変更しようということが契約に盛り込まれています。今回の組合の発注方法は性能発注ということPFI事業に準じたシステムと同じような発注方法をとっているわけですが、本来ならばそういう上がったたり下がったり物価変動があっても変わらないのが本来なんです、昨年度あたりからPFI事業者とか、参画しないというのは、物価上昇とか先行き不透明な状況がありそのためにもなかなかPFI事業が進展していかないというのも大きな原因になっていたわけですが、われわれも今回の場合設計の段階で割安に単価を計上しているということで、全体では90何億かの事業ではありますが、影響はわずかな微々たる金額の変化であるということで、設計変更とはならないんではないかと考えています。

○議長（斎藤 功君） 2番小鯖議員

○2番小鯖利弘君 今説明のありましたことに私も別に試算をしたものでもなく、現実今工事が進められている中でのプラントの製造物がどんどん入ってきたりしている。その中には当然海外の製品も多くあると聞いたものでありますから、その中で今現在の為替レートで支払われるものも多いということで、その差、為替の差というものがすごく大きいのではという気がしたもので、入札した業者にあって自分の会社に不利益になる変更等生じて大きく損失が出そうな場合は当然変更申請という形をとるわけですが、大きく利益が出そうな場合には、変更申請をお願いしますという業者があるかどうかはむずかしい話なのだと思いますので、それがこれは明らかに利益が出たなどいう場合には再検討をいかなければならないし、お願いもしなければならぬのではないかと考えたわけであります。まだ建設期間が1年ほど残っていますけれども、そのチェックをする、今回は決算で3億2千万円ほどの小さな金額ですが、21年度決算はもっと大きな額でとなるわけで、今のわれわれの負担を少しでも少なくするために、業者にお願いすることも検討していかねばならないというのも、一つの手法であると私は確信しています。ぜひ慎重にこれからの事業をチェックして欲しいと要望しまして私からの質問を終わります。

○議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。これより認定第1号を採決いたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（斎藤 功君） 日程第9、議案第8号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長  
〔事務局長岩間正行君登壇〕

○事務局長（岩間正行君） 只今議題に供されました、議案第8号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。議案書の10ページをご覧ください。

この議案は、平成22年1月1日をもって宮古市に編入する川井村を平成21年12月31日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させることの協議、平成22年3月31日をもって解散する東稲産業開発組合を同日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させることの協議及び平成20年4月1日から、消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務及び消防職員に係る賞じゅつ金の支給に関する事務を共同処理する団体について、市町村及び一部事務組合から市町村、一部事務組合及び広域連合に変更されたことに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約を一部変更することの協議に関し議決を求めようとするもので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤 功君） これより質疑を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤 功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんでしょうか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斎藤 功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（斎藤 功君） 以上で本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。各位には、熱心にご審議をいただき誠にありがとうございました。

これをもちまして平成21年11月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

午後2時35分閉会

---

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長 齋藤 功

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 平松 福一

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員 平田 武